

3 大気関係

(1) 大気に係る環境基準

ア 大気の汚染に係る環境基準(昭和48年 環境庁告示25号、最終改正 平成30年 環境省告示100号)

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸光法又はエチレン用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
(備考)		
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。		
2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。		
3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。		
4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの）に限り、二酸化窒素を除く。をいう。		
5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

イ 有害大気汚染物質等の指針値

物 質	指 針 値	備 考
アクリロニトリル	年平均値 2μg/m ³ 以下	平成 15 年 9 月 30 日 環管総発第 030930004 号
塩化ビニルモノマー	年平均値 10μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04μg Hg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025μg Ni/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18μg/m ³ 以下	平成 18 年 12 月 20 日 環水大総発第 061220001 号
1,2ジクロロエタン	年平均値 1.6μg/m ³ 以下	
1,3ブタジエン	年平均値 2.5μg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6ng As/m ³ 以下	平成 22 年 10 月 15 日 環水大総発第 101015002 号 ^{*1} 環水大総発第 101015004 号 ^{*1}
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 0.14μg Mn/m ³ 以下	平成 26 年 5 月 1 日 環水大総発第 1405011 号 ^{*2}
塩化メチル	年平均値 94μg/m ³ 以下	令和 2 年 8 月 20 日 環水大総発第 2008201 号
アセトアルデヒド	年平均値 120μg/m ³ 以下	

※1 指針値との比較評価に当たっては、全ヒ素の濃度測定値をもって代用して差し支えない。

※2 指針値との比較評価に当たっては、総粉じん中のマンガン(全マンガン)の大気中濃度測定値をもって代用して差し支えない。

ウ 緊急時の措置、要請基準及び指針等

①大気汚染防止法第23条第1項及び第2項に基づく緊急時の措置の発令要件

(政令第11条別表第5)

物質	一般緊急時	重大緊急時
硫黄酸化物	0.2ppm以上 3時間継続 0.3ppm以上 2時間継続 0.5ppm以上 48時間平均値が0.15ppm以上	0.5ppm以上 3時間継続 0.7ppm以上 2時間継続
浮遊粒子状物質	2.0 mg/m ³ 以上 2時間継続	3.0 mg/m ³ 以上 3時間継続
一酸化炭素	30ppm以上	50ppm以上
二酸化窒素	0.5ppm以上	1ppm以上
オキシダント	0.12ppm以上	0.4ppm以上

(測定値は全て1時間値)

②大気汚染防止法第21条に基づく要請基準

(昭和46総理府・厚生省令2号)

自動車排出ガスの種類	大気汚染濃度
一酸化炭素	一酸化炭素の大気中における含有率の1時間値の月間平均値100万分の10とする。

③光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

(昭51環大企220号)

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン系炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲またはそれ以下であること。

(2) 規制法令等の概要

ア 大気汚染防止法（大防法）／昭和43年 法律97号

工場及び事業場から発生するばい煙、揮発性有機化合物並びに建物の解体等粉じん等の排出を規制するとともに、自動車排ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染対策を推進する法律です。法で定めるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物発生施設及び水銀排出施設を設置する工場及び事業場から必要な届出の提出を求めるとともに、規制基準及び管理基準を設けています。

イ 良好な生活環境の保全に関する条例（県条例）の大気汚染項目／昭和48年 県条例11号第29～41条

大防法を補完するものです。大防法で定める特定施設の対象を拡大し、必要な届出を求めるとともに規制基準を設けています。

＊「3 大気関係」中、「政令」、「規則」の表記は、それぞれ「大気汚染防止法施行令（昭和43年政令329号）」、「大気汚染防止法施行規則（昭和46年通産省令1号）」を示す。

(3) 届出について

種 別	期 日	概 要
ア 設置届	設置工事着手の 60日前 ※粉じん発生施設は設置前	施設を設置する場合は、事前に届出が必要です。 大防法、県条例それぞれについて別様式になります。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。
イ 氏名等変更届	変更の日から30 日以内	設置の届出事項のうち、氏名・名称、及び住所に係る事項に変更が生じた場合は、その旨の届出が必要です。様式は同一です。
ウ 構造等変更届	変更工事着手の 60日前 ※粉じん発生施設は変更前	設置の届出事項のうち、施設の種類、構造、使用・管理の方法、ばい煙の処理の方法、その他規則で定める事項に変更が生じる場合は、事前にその旨の届出が必要です。 ※市長が相当と認める場合実施制限期間の短縮ができます。 ※施設の入替や更新などの場合は、廃止届を提出の上、新たに設置届が必要です。また、施設を増設する場合は設置届が必要です。
エ 承継届	承継の日から30 日以内	施設を譲り受け、又は借受け、設置（使用）届出者の地位を承継した者又は法人は、その旨の届出が必要です。
オ 廃止届	廃止の日から30 日以内	施設を廃止した場合は、その旨の届出が必要です。
カ 使用届	法令等変更の日 から30日（県条 例は60日）以内	法令等で定める施設の種類又は規制地域が変更された際に、すでに施設を使用している場合は、使用届（内容は設置届と同様）が必要です。
キ 特定粉じん排出 等作業実施届	作業実施の14日前	特定粉じん（石綿、いわゆるアスベスト）を排出する作業を実施する場合は、事前にその旨の届出が必要です。

(4) 排出基準等

ア ばい煙発生施設（大防法第2条第2項）及び規制項目一覧（政令 別表第1）（政令第2条）

政令 項番号	ばい煙発生施設	規 模	規制項目		
			硫 黄 酸 化 物	ば い じ ん	有 害 物 質
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。※	○	○	NO _x
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼却炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1t以上であること。	○	○	NO _x
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）		○	○	NO _x
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が1㎡以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉		○	○	NO _x
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6L以上であること。	○	○	NO _x
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x Cd F HF SiF ₄ Pb
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く）		○	○	NO _x
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く）		○	○	NO _x
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。	○	○	
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であること。	○	○	NO _x HCl
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5t以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であること。	○	○	NO _x Cd Pb

政令 項番号	ばい煙発生施設	規 模	規制項目		
			硫 酸 化 物	ば い じ ん	有 害 物 質
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。	○		Cd
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		Cl HCl
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		○		Cl HCl
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3L以上であること。	○	○	NO _x Cl HCl
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50kg以上であること。	○		Cl HCl
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kAであること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、変圧器の定格容量が200kVA以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kw以上であること。	○		F HF SiF ₄
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x F HF SiF ₄
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であること。	○	○	NO _x Pb
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	○	○	NO _x Pb
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4L以上であるか、又は変圧器の定格容量が20kVA以上であること。	○	○	NO _x Pb
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設、及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。	○		NO _x
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20t以上であること。	○	○	NO _x
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であること。	○	○	NO _x
30	ディーゼル機関		○	○	NO _x
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35L以上であること。	○	○	NO _x
32	ガソリン機関		○	○	NO _x

※令別表第1の1の項目に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満で、バーナーの燃料の燃焼能力が50L/h以上のボイラーを「小型ボイラー」という。

※項番号29～32のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

イ ばい煙発生施設に係る排出基準等（大防法第3条第1項）

① 硫黄酸化物の排出基準（規則第3条第1項、第2項）

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \bullet He^2$$

$$He = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \bullet V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \bullet Q \bullet (T - 288) \times (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \bullet V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

q : 硫黄酸化物の量（排出基準）
 （単位 0℃ 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
 K : 旧長野市域＝14.5
 旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、
 信州新町、中条村域＝17.5
 He : 補正された排出口の高さ
 （単位 メートル）
 H_0 : 排出口の実高さ
 （単位 メートル）
 Q : 温度 15℃における排出ガス量
 （単位 立方メートル毎秒）
 V : 排出ガスの排出速度
 （単位 メートル毎秒）
 T : 排出ガスの温度
 （単位 絶対温度）

- 備考 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。
- 2 ガスタービン又はディーゼル機関のうち専ら非常時において用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については当分の間適用しない。
- 3 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関（非常用施設を除く。以下同じ。）のうち、0℃ 1 気圧の状態に換算した最大排出ガス量が1万m³/h未満のものについては、当分の間適用しない。

（参考） 液体燃料の燃焼による硫黄酸化物排出量の計算方法（概算）

$$q \text{ (m}^3/\text{h)} = \text{定格燃料使用量 (L/h)} \times \text{比重} \times \frac{\text{燃料中のいおう含有\%}}{100} \times 0.7$$

② ばいじんの排出基準（規則第4条、別表第2）

（単位：g/m³）

令別表 第1の 項番号	番号	ばい煙発生施設	規 模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
1 (注3)	1	ボイラーのうちガスを専焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	4以上 4未満	0.05 0.10	5	0.05 0.10	5
	2	ボイラーのうち重油その他の液体燃料 (紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において 同じ。)を専焼させるもの並びにガス 及び液体燃料を混焼させるもの (5の項に掲げるものを除く。)	20以上 4～20 1～4	当分の間 0.07とする 当分の間 0.18とする 0.25	4	0.05 0.15 0.25	4
			1未満	0.30	4 但し当分の間 適用を猶予する (On=Os)	0.30	4 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
	3	ボイラーのうち紙パルプの製造に伴 い発生する黒液を専焼させるもの並 びに紙パルプの製造に伴い発生す る黒液及びガス又は液体燃料を混 焼させるもの(5の項に掲げるもの を除く。)	20以上 4～20 4未満	当分の間 0.20とする 当分の間 0.35とする	Os	0.15 0.25 0.30	Os
	4	ボイラーのうち石炭を燃焼させるも の(次項に掲げるものを除く。)	20以上 4～20 4未満	当分の間 0.15とする 当分の間 0.25とする 当分の間 0.35とする	6	0.10 0.20 0.30	6
	5	ボイラーのうち令別表第1の8の項の 中欄に掲げる触媒再生塔に附属す るもの	—	当分の間 0.30とする	4	0.20	4
	6	ボイラーのうち前5項に掲げる以外 のもの	4以上 4未満	0.30 当分の間 0.40とする	6 但し当分の間 適用を猶予 する (On=Os)	0.30	6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
	附	ボイラーのうち石灰(1kg当たりの発 熱量20,930.25kJ以下のものに限る 。)を燃焼させるもの	—	当分の間 0.70とする	当分の間適用を 猶予する (On=Os)	—	—
2	7	ガス発生炉	—	0.05	7	0.05	7
	8	加熱炉	—	0.10	7	0.10	7
3	9	焙焼炉	4以上 4未満	0.10 0.15	Os	0.10 0.15	Os
	10	焼結炉のうちフェロマンガンの製造 の用に供するもの	—	0.20	Os	0.20	Os
	11	焼結炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	12	煅焼炉	4以上 4未満	当分の間 0.25とする 当分の間 0.30とする	Os	0.20 0.25	Os
4	13	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	Os	0.05	Os
	14	溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	15	転炉	—	0.10 但し燃焼型 のものは当 分の間0.13 とする	Os	0.10	Os
	16	平炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.20	Os

令別表 第1の 項番号	番 号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
5	17	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但しアルミニウム 地金若しくは 合金の製造又は アルミニウム の再生の用に 供する反射炉 は当分の間 0.30とする	Os	0.10 0.20	Os
6	18	金属加熱炉	4以上 4未満	当分の間 0.15とする 当分の間 0.25とする	11 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)	0.10 0.20	11 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
7	19	石油加熱炉	4以上 4未満	0.10 0.15 但し潤滑油の 製造の用に供 する1万m ³ /h未 満のものは当 分の間0.18と する	6	0.10 0.15	6
8	20	触媒再生塔	—	当分の間 0.30とする	6	0.20	6
8の2	21	燃焼炉	—	0.10	8	0.10	8
9	22	焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち 土中釜	—	0.40	15	0.40	15
	23	焼成炉(石炭焼成炉に限る。)のうち 前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15	0.30	15
	24	焼成炉のうちセメントの製造の用に 供するもの	—	0.10	10	0.10	10
	25	焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火 物原料の製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.20	18	0.10 0.20	18
	26	焼成炉のうち前4項に掲げるもの 以外のもの	4以上 4未満	0.15 0.25	15 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)	0.15 0.25	15 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)
	27	溶鉱炉のうち板ガラス又はガラス繊 維製品(ガラス繊維を含む。)の製造 の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 0.15	15	0.10 0.15	15
	28	溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス 又はフリットの製造の用に供するもの	4以上 4未満	0.10 当分の間 0.30とする	16	0.10 0.15	16
	29	溶融炉のうち前2項に掲げるもの 以外のもの	4以上 4未満	0.10 0.20	15	0.10 0.20	15
10	30	反応炉及び直火炉	4以上 4未満	0.15 0.20 但し活性炭の 製造の用に供 する1万m ³ /h未 満の反応炉は 当分の間0.30 とする	6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)	0.15 0.20	6 但し当分の 間適用を猶 予する (On=Os)

令別表 第1の 項番号	番 号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
11	31	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	—	0.50 但し2万m ³ /h未 満のものは当 分の間0.60と する	16 但し直接熱風 乾燥炉はOs とする	0.50	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする
	32	乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外 のもの	4以上 4未満	0.15 当分の間 1～4万m ³ /hは 0.30 1万m ³ /h未満 は0.35とする	16 但し直接熱風 乾燥炉はOs とする	0.15 0.20	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする
12	33	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有 率が40%以上のものに限る。)の製 造の用に供するもの	—	0.20	Os	0.20	Os
	34	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有 率が40%未満のものに限る。)及び カーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	Os	0.15	Os
	35	電気炉のうち前2項に掲げるもの以外 のもの	—	0.10	Os	0.10	Os
13	36	別掲					
	37	削除					
14	38	焙焼炉	4以上 4未満	0.10 0.15	Os	0.10 0.15	Os
	39	焼結炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	40	溶鋇炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	41	転炉	—	0.15	Os	0.15	Os
	42	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20 但し1万m ³ /h未 満のものは当 分の間0.30と する	Os	0.10 0.20	Os
	43	乾燥炉	4以上 4未満	0.15 但し気流搬送型 のものは当分の 間0.18とする 当分の間 0.30とする	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	0.15 0.20	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する
18	44	反応炉	—	0.30	6	0.30	6
20	45	電解炉	—	0.05	Os	0.05	Os
21	46	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
	47	溶解炉	—	0.20	Os	0.20	Os
23	48	乾燥炉	—	0.10	16 但し直接熱 風乾燥炉は Osとする	0.10	16 但し直接熱風 乾燥炉はOsと する
	49	焼成炉	—	0.15	15	0.15	15
24	50	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.20	Os
25	51	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.20	Os	0.10 0.15	Os
26	52	溶解炉	4以上 4未満	0.10 0.15	Os	0.10 0.15	Os
	53	反射炉	—	0.10	Os	0.10	Os

令別表 第1の 項番号	番 号	ばい煙発生施設	規模 最大排出ガス量 万m ³ /h	S57年5月31日以前に 設置されたもの		S57年6月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
26	54	反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く)	—	0.05	6 但し鉛酸化 物の製造の 用に供するも のはOsとする	0.05	6 但し鉛酸化物 の製造の用に 供するものはOs とする
28	55	コークス炉	—	0.15	7	0.15	7
29 (注4)	56	ガスタービン	—	0.05	16	0.05	16
30 (注4)	57	ディーゼル機関	—	0.10	13	0.10	13
31 (注5)	58	ガス機関	—	0.05	0	0.05	0
32 (注5)	59	ガソリン機関	—	0.05	0	0.05	0

注1) 排出ガス量は、0℃ 1気圧の状態（以下本書において「標準状態」とする。）に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注2) 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中におけるばいじんの量とする。

注3) 1 昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

2 小型ボイラーで昭和60年9月10日から平成2年9月9日の間に設置されたものは当分の間0.5g/m³とする。

3 小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

4 上記以外の小型ボイラーについては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対して定められている基準が適用される。

注4) 1 ガスタービン及びディーゼル機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

2 昭和63年1月31日までに設置された既設のガスタービン又はディーゼル機関については当分の間適用しない。

注5) ガス機関及びガソリン機関のうち、非常用施設については当分の間適用しない。

(別掲)

令別表 第1の項 番号	番 号	ばい煙発生施設	規模 (処理能力) 千kg/h	平成10年6月30日以前に 設置されたもの		平成10年7月1日以降に 設置されたもの	
				排出基準	On(%)	排出基準	On(%)
13	36	廃棄物焼却炉	4以上 2以上4未満 2未満	0.08 0.15 0.25	12	0.04 0.08 0.15	12

備考

1 この表に掲げるばいじんの量は、次の式（熱源として電気を使用する施設はC=C s）により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sはそれぞれの値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 g）

O_n 表中のO_n欄の値（単位 百分率）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）（当該濃度20%を超える場合にあっては20%とする。）

C_s 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

2 この表に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

③－１ 有害物質の排出基準（規則第５条 別表第３）

（単位 mg/m^3 ）

番号	有害物質	ばい煙発生施設	排出基準
1	カドミウム及びその化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		令別表第1の16の項から19の項までに掲げる施設	80
4	ふっ素、 ふっ化水素 及びふっ化 珪素	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪ふっ化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。）、濃縮施設及び溶解炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	10
		令別表第1の20に掲げる電解炉	1.0 (3.0)
		令別表第1の21の項に掲げる反応施設（過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	15
		令別表第1の21の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉（磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	20
5	鉛及び その化合物	令別表第1の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用に供するもの	20
		令別表第1の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに24の項から26の項までに掲げる施設	10
		令別表第1の14の項に掲げる焼結炉及び溶鋇炉	30

注）排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1m^3 中における有害物質の量とする。

備考

- この表の第4欄に掲げる有害物質の量（備考2に規定するものを除く。）は、1及び5の項に掲げるものにあつては日本産業規格（以下この表において単に「規格」という。）Z8808に定める方法により採取し、規格K0083に定める方法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法によりふっ素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量（令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。）は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、 O_n 、 O_s 及び C_s はそれぞれの値を表すものとする。

C 塩化水素の量（単位 ミリグラム）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）

C_s 規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの（単位 ミリグラム）

- 第4欄の（ ）内の数値は、有害物質が電気炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

③－２ 有害物質の排出基準（窒素酸化物）（規則第５条 別表第３の２）（単位： cm^3/m^3 ）

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類の 注1	規模 (最大排ガス量) 万 m^3/h 注2	設置年月日と排出基準 注3							備 考
				～ \$48.8.9	\$48.8.10 ～ \$50.12.9	\$50.12.10 ～ \$52.6.17	\$52.6.18 ～ \$54.8.9	\$54.8.10 ～ \$58.9.9	\$58.9.10 ～ \$62.3.31	\$62.4.1 ～	
1 注4	①	ガス専焼ボイラー	50以上	130	130	100	60	60	60	60	$O_n=5$
			10～50	130	130	100	100	100	100	100	
			4～10	130	130	130	100	100	100	100	
			1～4	150	150	130	130	130	130	130	
			1未満	150	150	150	150	150	150	150	
	②	固体燃料ボイラー (石炭燃料ボイラー を含む)	70以上	400	300	300	300	300	300	200	$O_n=6$ ※1 石炭燃焼用の散布式 ストーカ型のものに 限り、当分の間320と する。 ※2 流動層燃焼方式の ものに限り360と する。
			50～70	420	300	300	300	300	300	250	
			20～50	420	350	300	300	300	300	250	
			10～20	450	350	300	300	300	300	250	
			4～10	450	350	300	300	300	300 ^{*1}	250 ^{*1}	
			1～4	450	380	350	350	350	350 ^{*2}	300	
			0.5～1	450	380	350	350	350	350 ^{*2}	300	
			0.5未満	480	480	480	380	380	350 ^{*2}	300	

令別表 第1の 項番号	細 番号	施設の種類の 注1	規模 (最大排ガス量) 万 m³/h 注2	設置年月日と排出基準 注3							備 考
				～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～	
1 注4	③	排脱付液体 燃焼ボイラー (原油 タール燃焼) 1～4 1未満	50～100	210	180	150	130	130	130	130	On＝4 ※1 S52. 6. 18～S52. 9. 9 設置のものは280 ※2 S52. 6. 18～S52. 9. 9 設置のものは250 S52. 9. 10 以前に設置さ れた排出ガス量が 0.5Nm³/h 未満の過負荷燃 焼型を除く。
			10～50	210	180	150	150	150	150	150	
	4～10		280	180	150	150	150	150	150		
	1～4		280	280	150	150	150	150	150		
	1未満		280	280	280	180※1	180	180	180		
	④	液体燃焼ボイラー (原油 タール燃焼 で ③以外) 1～4 1未満	50 以上	180	180	150	130	130	130	130	S52. 9. 10 以前に設置さ れた排出ガス量が 0.5Nm³/h 未満の過負荷燃 焼型を除く。
			10～50	190	180	150	150	150	150	150	
			4～10	250	180	150	150	150	150	150	
1～4			250	250	150	150	150	150	150		
1未満			250	250	250	180※2	180	180	180		
⑤	排脱付液体 燃焼ボイラー (原油 タール以外) 1～4 1未満	50～100	210	180	150	130	130	130	130		
		10～50	210	180	150	150	150	150	150		
		4～10	210	180	150	150	150	150	150		
		1～4	250	250	150	150	150	150	150		
		1未満	280	280	280	180※1	180	180	180		
⑥	液体燃焼ボイラー (③～⑤以外) 10～50 4～10 1～4 1未満	50 以上	180	180	150	130	130	130	130		
		10～50	190	180	150	150	150	150	150		
		4～10	190	180	150	150	150	150	150		
		1～4	230	230	150	150	150	150	150		
		1未満	250	250	250	180※2	180	180	180		
⑦	固体燃焼 小型ボイラー								350※	On＝6 ※S60. 9. 10 以降設 置の施設に適用	
									300※1	260※2	On＝4 ※1 S60. 9. 10～H2. 9. 9 設 置の施設に適用 ※2 H2. 9. 10 以降設置の 施設に適用
2	①	ガス発生炉・加熱炉		170	170	170	170	150	150	150	On＝7
	②	水素ガス製造用ガス 発生炉 (天井バーナー燃焼 方式のもの)		360	360	360	360	150	150	150	
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1 以上 1 未満	540 540	540 540	540 540	220 540	220 220	220 220	220 220	On＝15
	②	焼結炉 (①以外の ペレット焼成炉)	1 以上 1 未満	300 300	300 300	300 300	220 300	220 220	220 220	220 220	
	③	焼結炉 (①、②以外)	10 以上 1～10 1 未満	260 270 300	260 270 300	260 270 300	220 220 300	220 220 220	220 220 220	220 220 220	
	④	アルミナ製造用 煅焼炉	1 以上 1 未満	350 350	350 350	350 350	200 350	200 200	200 200	200 200	On＝10
	⑤	煅焼炉 (④以外)		200	200	200	200	200	200	200	
	⑥	焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On＝14
4		溶鉱炉		120	120	120	120	100	100	100	On＝15
5		金属溶解炉 ※		200	200	200	200	180	180	180	On＝12 ※キューボラは適用除外
6	①	金属加熱炉 (ラジアントチューブ型)	10 以上	200	200	100	100	100	100	100	On＝11
			1～10	200	200	150	150	150	150	150	
	0.5～1		200	200	200	150	150	150	150		
	0.5 未満		200	200	200	180	180	180	180		
	②		金属加熱炉 (鍛接鋼管用)	10 以上		100	100	100	100	100	
		1～10			180	180	180	180	180	180	
0.5～1				150	150	150	150	150	150		
③	金属加熱炉 (①、②以外)	0.5 未満		180	180	180	180	180	180		
		10 以上	160	160	100	100	100	100	100		
		1～10	170	170	150	130	130	130	130		
7	①	排脱付石油 加熱炉 1～4 0.5～1 0.5 未満	10 以上	170	170	100	100	100	100	On＝6	
			1～4	180	170	150	130	130	130		130
	0.5～1		190	190	190	150	150	150	150		
	0.5 未満		200	200	200	180	180	180	180		
	②		エチレン分解炉 1～4 0.5～1 0.5 未満	10 以上	170	170	100	100	100		100
		1～4		180	180	150	130	130	130	130	
0.5～1		180		180	180	150	150	150	150		
③	エチレン分解炉 (炉床式バーナー) 1～4 0.5～1 0.5 未満	0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
		10 以上	170	170	100	100	100	100	100		
		1～4	280	280	150	130	130	130	130		
④	エチレン分解炉 (炉床式バーナー) 1～4 0.5～1 0.5 未満	0.5～1	180	180	180	150	150	150	150		
		0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		

令別表 第1の 項番号	細番 号	施設の種類の 注1	規模 (最大排ガス量) 万 m ³ /h 注2	設置年月日と排出基準 注3						備 考		
				～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S62. 3. 31		S62. 4. 1 ～	
7	④	エチレン独立加熱炉	10 以上	170	100	100	100	100	100	100	On=6	
			4～10	180	180	100	100	100	100	100		
			1～4	180	180	150	130	130	130	130		
			0.5～1	180	180	180	150	150	150	150		
			0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180		
	⑤	エチレン独立加熱炉、 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10 以上	170	170	100	100	100	100	100		
			4～10	430	430	100	100	100	100	100		
			1～4	180	180	150	130	130	130	130		
			0.5～1	180	180	180	150	150	150	150		
⑥	石油加熱炉 (①～⑤以外)	0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180			
4 以上		170	170	100	100	100	100	100				
1～4		180	170	150	130	130	130	130				
0.5～1		180	180	180	150	150	150	150				
0.5 未満	200	200	200	180	180	180	180					
8		触媒再生塔		300	300	300	300	250	250	250	On=6	
8の2		焼却炉		300	300	300	300	250	250	250	On=8	
9	①	石灰焼成炉 (ガス燃焼のロータリーキル ン)		300	300	300	300	250	250	250	On=15	
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10 以上 10 未満			250	250 350	250 350	250 350	250 350	On=10	
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10 以上 10 未満	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	250 350	250 350	On=18	
	④	耐火物原料、耐火レン ガ製造用焼成炉		450	450	450	450	400	400	400		
	⑤	板ガラス、ガラス繊維 製造用溶融炉		400	400	400	400	360	360	360		On=15 酸素燃焼方式は、補正式に 1/4 を乗じた値を適用
	⑥	フリット、電気ガラ ス製造用溶融炉		800	800	800	800	800	800	800		On=16 酸素燃焼方式は、補正式に 1/4 を乗じた値を適用
	⑦	その他のガラス製造 用溶融炉		500	500	500	500	450	450	450	On=15 酸素燃焼方式は、補正式に 1/4 を乗じた値を適用	
	⑧	その他焼成炉、溶融 炉		200	200	200	200	180	180	180	On=15	
10	①	反応炉、直火炉 (②、③以外)		200	200	200	200	180	180	180	On=6 酸素燃焼方式は、実測値を 適用	
	②	硫酸カリウム製造 用反応炉		250	250	250	250	180	180	180	On=15 S54. 8. 10 以降設置の施設 は On=6	
	③	硫酸製造用反応炉 (NO _x 触媒)		700	700	700	700	180	180	180		
11		乾燥炉		250	250	250	250	230	230	230	On=16	
13	①	浮遊回転燃焼式焼 却炉(連続炉に限 る)	4 以上 4 未満	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	450 450	450 450	On=12	
	②	特殊廃棄物焼却炉 注6(連続炉に限る)	4 以上 4 未満	300 900	300 900	300 900	250 900	250 700	250 700	250 700		
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①、②以 外)	4 以上 4 未満	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250	250 250	250 250		
	④	廃棄物焼却炉 (連続焼却炉)	4 以上				250	250	250	250		
14	①	銅、鉛、亜鉛精錬用 焙焼炉		250	250	250	250	220	220	220	On=14	
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用 焼結炉		300	300	300	300	220	220	220	On=15	
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用 溶鋳炉(④、⑤以外)		120	120	120	120	100	100	100		
	④	亜鉛精錬用溶鋳炉 のうち鋅滓処理炉 (石炭、コークスを燃 料・還元剤とするも の)		450	450	450	450	450	450	450		
	⑤	亜鉛精錬用溶鋳炉 のうち立型蒸留炉		230	230	230	230	100	100	100		On=12
	⑥	溶解炉(⑦以外)		200	200	200	200	180	180	180		
	⑦	銅精錬用溶解炉 (精製炉のうちアンモ ニアを還元剤とするも の)		330	330	330	330	330	330	330		
	⑧	乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	On=16	

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施設の種類の 注1	規模 (最大排ガス量) 万 m³/h 注2	設置年月日と排出基準 注3							備 考
				～ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ～ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ～ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ～ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ～ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ～ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ～	
18		活性炭製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=6
21	①	燐等製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=15
	②	燐等製造用溶解炉		650	650	650	650	600	600	600	
23	①	トリボリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=15
	②	トリボリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=16
24		鉛二次精錬等用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=12
25		鉛蓄電池製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=12
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=12
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=0s
	③	反射炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=15
	④	反応炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=6
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		200	200	200	200	180	180	180	0n=0s
27		硝酸製造施設		200	200	200	200	200	200	200	0n=0s
28	①	コークス炉 (オートー型)	10 以上 10 未満			200	170 170	170 170	170 170	170 170	0n=7
	②	コークス炉 (①以外)	10 以上 10 未満	350 350	350 350	320 350	170 170	170 170	170 170	170 170	
29		ガスタービン	(別掲1)								
30		ディーゼル機関									
31		ガス機関	(別掲2)								
32		ガソリン機関									

注1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

注2 排出ガス量は、標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。

注3 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³における窒素酸化物の量とする。

注4 ○昭和60年9月9日までに設置された既設の小型ボイラーについては、当分の間適用しない。

○小型ボイラーで、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油、A重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用しない。

注5 酸素燃焼方式によるものは、標準酸素濃度補正式に1/4を乗じた値に対して排出基準を適用する。

注6 特殊産業廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出する廃棄物を焼却するもの」をいう。

備考1 この表の窒素酸化物排出基準は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。(標準酸素濃度補正方式)

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位 cm³)

O_n 表中の備考の値

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合に合っては、20%とする。)(単位 百分率)

C_s 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を零度であって圧力が1気圧の状態における排ガス1m³中の量に換算したもの(単位 cm³)

備考2 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

(別掲1)

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施設の種類	規 模	設置年月日と排出基準				備 考
				～ S63. 1. 31	S63. 2. 1 ～ H1. 7. 31	H1. 8. 1 ～ H3. 3. 31	H3. 2. 1 ～	
29	①	ガスタービン (ガス専焼)	4.5 万 m ³ /h 以上 4.5 万 m ³ /h 未満		70 90	70 70	70 70	0n=16
	②	ガスタービン (液体専焼)	4.5 万 m ³ /h 以上 4.5 万 m ³ /h 未満		100 120	100 100	70 70	
30		ディーゼル機関	シリンダー内径 400mm 以上 400mm 未満		1,600 950	1,400 950	1,200* 950	0n=13

注1 非常用施設については当分の間適用しない。

注2 昭和63年1月31日までに設置された既設施設については、当分の間適用しない。

注3 ※平成3年2月1日以降の可及的速やかな時期に950ppmを適用する予定。

(別掲2)

令別表 第1の 項番号	細 番 号	施設の種類	規 模	設置年月日と排出基準			備 考
				～ H3. 1. 31	H3. 2. 1 ～ H6. 1. 31	H6. 2. 1 ～	
31		ガス機関		2,000	1,000	600	0n=0
32		ガソリン機関		2,000	1,000	600	

④ ばい煙量等の測定について（法第 16 条、規則第 15 条）

大防法第16条（ばい煙量等の測定）：

ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（施行規則第15条：測定の結果は、ばい煙等測定記録表（規則様式第7）により記録し、その記録を3年間保存すること）

□排出基準適用項目

施 設 名	基 準 適 用 項 目
ボイラー、熔解炉、加熱炉、反応炉、乾燥炉、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物
窯業焼成炉、熔解炉 等	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物（カドミウム、塩素、塩化水素、フッ素、フッ化水素、フッ化珪素、鉛 ^{*1} ）
廃棄物焼却炉	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物 ^{*2} 、塩化水素
電気炉	硫黄酸化物、ばいじん

* 1 使用原料の種類に応じ基準を適用

* 2 連続炉以外の標準状態に換算した最大排出ガス量が4万 m³/h 未満の廃棄物焼却炉では NO_x は非適用

□大気汚染防止法に基づくばい煙等の測定頻度（法第 16 条、規則第 15 条）

ばい煙等	ばい煙発生施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量 10m ³ /h 以上の施設	2 か月に 1 回以上
ばいじん	①排出ガス量（②、③に掲げるものを除く。） ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
	②廃棄物焼却炉 ・ 焼却能力 4,000kg/h 以上 ・ 焼却能力 4,000kg/h 未満	2 か月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
	③ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関並びにガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態における水素製造能力が 1,000m ³ /h 未満の施設）	5 年に 1 回以上
	④ 1 年間に付き継続して休止する期間が 6 月以上のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上
有害物質 （窒素酸化物を除く）	①排出ガス量 ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
	② 1 年間に付き継続して休止する期間が 6 月以上のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上
窒素酸化物	①排出ガス量（②、③に掲げるものを除く。） ・ 4 万 m ³ /h 以上 ・ 4 万 m ³ /h 未満	2 か月に 1 回以上 1 年に 2 回以上
	②ガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び水素製造用改質器（水蒸気改質方式で、標準状態における水素製造能力が 1,000m ³ /h 未満の施設）	5 年に 1 回以上
	③ 1 年間に付き継続して休止する期間が 6 月以上のばい煙発生施設	1 年に 1 回以上

注）硫黄酸化物排出量及び排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

□排出基準適用猶予施設

△：適用猶予 ○：適用

施 設 名	規 模 等	硫黄酸化物	ばいじん	窒素酸化物
小型ボイラー	S60.9.9 までに設置	△	△	△
	ガスの専焼、軽質液体燃料の専焼 ^{*1} ガス及び軽質液体燃料の混焼	○	△	△
ガスタービン・ディーゼル機関	非常用施設	△	△	△
	S63.1.31 までに設置（非常用施設を除く）	△ ^{*2}	△	△
ガス機関 ガソリン機関	非常用施設	△	△	△

* 1 軽質液体燃料：灯油、軽油、A 重油

* 2 標準状態に換算した最大排ガス量 1 万 m³/h 未満に限る。

ウ 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準（政令第2条の3 別表第1の2）（規則第15条の2 別表第5の2）

揮発性有機化合物排出施設	規模要件	排出基準	
揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m ³ /時以上のもの	600ppmC	
塗装施設（吹付塗装に限る。）	排風機の排風能力が100,000m ³ /時以上のもの	自動車の製造の用に供するもの	既設 700ppmC 新設 400ppmC
		その他のもの	700ppmC
塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m ³ /時以上のもの。	木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m ³ /時以上のもの	1,400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m ³ /時以上のもの	400ppmC	
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m ³ /時以上のもの	700ppmC	
工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5㎡以上のもの	400ppmC	
ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	1,000kL以上のもの（ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。）	60,000ppmC	

- 注）1 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- 2 「乾燥施設」は揮発性有機化合物を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は揮発性有機化合物を洗浄剤として用いるものに限る。
- 3 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。
- 4 規制の施行日（平成18年4月1日）時点で、既設の揮発性有機化合物排出施設の排出基準は、平成22年4月1日から適用とする。
- 5 塗装施設（吹付塗装に限る。）において、既設の自動車の製造の用に供するものについては、平成22年4月1日から当分の間、700ppmCとする。
- 6 ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）施設の既存タンクは、平成22年4月1日から当分の間、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する。

① 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物濃度の測定について

大気汚染防止法第 17 条の 12（揮発性有機化合物濃度の測定）

揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

測定頻度及び結果の記録（規則第 15 条の 3）

- 一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年一回以上行うこと。
- 二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

② 揮発性有機化合物に該当する主な物質（平成 17 年 6 月 17 日環管大発第 050617001 号 別紙 1）

物 質 名	物 質 名	物 質 名	物 質 名
1 トルエン	26 trans-2-ブテン	51 イソホロン	76 酸化プロピレン
2 キシレン	27 エチルセロソルブ	52 シクロヘキサン	77 クロロホルム
3 1,3,5-トリメチルベンゼン	28 ウンデカン	53 エタノール	78 臭化メチル
4 酢酸エチル	29 ノナン	54 メチルシクロペンタン	79 ジペンテン
5 デカン	30 プロピレングリコールモノ メチルエーテルアセテ ート	55 酢酸ビニル	80 1-ヘブテン
6 メタノール	31 2-メチルペンタン	56 3-メチルヘキサン	81 1,4-ジオキサン
7 ジクロロメタン	32 エチレングリコール	57 2,3-ジメチルブタン	82 アセトニトリル
8 メチルエチルケトン	33 2-メチル-2-ブテン	58 2,2-ジメチルブタン	83 塩化アリル
9 n-ブタン	34 エチルシクロヘキサン	59 メチルシクロヘキサン	84 アクリル酸
10 イソブタン	35 テトラリン	60 イソプロピルセロソルブ	85 イソプレン
11 トリクロロエチレン	36 メチルアミルケトン	61 1,2-ジクロロエタン	86 アセトアルデヒド
12 イソプロピルアルコール	37 メチル n-ブチルケトン	62 塩化ビニル	87 1,2-ジクロロプロパン
13 酢酸ブチル	38 クロロメタン	63 テトラフルオロエチレン	88 メチルセロソルブアセテ ート
14 アセトン	39 ベンジルアルコール	64 エチルベンゼン	89 エチレンオキシド
15 メチルイソブチルケトン	40 シクロペンタノン	65 クメン	90 o-ジクロロベンゼン
16 ブチルセロソルブ	41 2-メチル-1-ブテン	66 クロロエタン	91 クロロベンゼン
17 n-ヘキサン	42 n-ヘプタン	67 トリクロロエタン	92 ギ酸メチル
18 n-ブタノール	43 ビシクロヘキシル	68 アクリロニトリル	93 トリエチルアミン
19 n-ペンタン	44 N,N-ジメチルホルムアミド	69 テトラヒドロフラン	94 3-メチルヘプタン
20 cis-2-ブテン	45 trans-2-ペンテン	70 エチレングリコールモノメ チルエーテル	95 フェノール
21 イソブタノール	46 cis-2-ペンテン	71 n-プロピルプロマイド	96 ナフタレン
22 プロピレングリコールモノ メチルエーテル	47 スチレン	72 メタクリル酸メチル	97 アクリル酸メチル
23 テトラクロロエチレン	48 N-メチル-2-ピロリドン	73 1,3-ブタジエン	98 シクロヘキシルアミン
24 シクロヘキサン	49 エチルセロソルブアセテ ート	74 1,1-ジクロロエチレン	99 ホルムアルデヒド
25 酢酸プロピル	50 ベンゼン	75 2,4-ジメチルペンタン	100 エピクロヒドリン

注 1：本表は平成 12 年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注 2：物質名には通称を含む。

エ 一般粉じん発生施設（大防法第2条第9項）及び構造・使用管理基準

（政令第3条 別表第2、規則第16条 別表第6）

番号	施設名	規 模	構造・使用管理基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上であること。	1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行なうこと 3. 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等の以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 m ² 以上であること。	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上あるか、又はバケットの内容積が 0.03m ³ 以上あること。	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機又は摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kw以上であること。	次の各号の一に該当していること。 1. 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集塵機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kw以上であること。	

オ 特定粉じん発生施設（大防法第2条第10項）及び敷地境界基準

（政令第3条の2 別表第2の2、規則第16条の2）

番号	施設名	規 模	敷地境界基準	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	10 本/L	
2	混合機			
3	紡織用機械			
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。		
5	研磨機			
6	切削用機械			
7	破砕機及び摩砕機			
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)			
9	穿孔機			
備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。				

カ 特定粉じん排出等作業（大防法第2条第11項）及び作業基準

① 特定粉じん排出等作業（政令第3条の3、政令第3条の4）

政令 番号	作 業 内 容
1	特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料）が使用されている建築物等を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

② 特定工事（法第2条、法第18条の17、政令第10条の2）

特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

③ 作業基準（規則第16条の4）

政令 番号	作 業 基 準						
1	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画の作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。 ①特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②特定工事の場所 ③特定粉じん排出等作業の種類 ④特定粉じん排出等作業の実施の期間 ⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 ⑥特定粉じん排出等作業の方法 ⑦特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ⑧特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概要 ⑨特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所						
2	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。 ①長さ 42.0 cm、幅 29.7 cm 以上又は長さ 29.7 cm、幅 42.0 cm 以上 (A3 以上) ②次に掲げる事項を表示したものであること。 ・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び届出先 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ・特定粉じん排出等作業の実施の期間 ・特定粉じん排出等作業の方法						
3	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。						
4	特定工事の元請業者は、第3号により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第1号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。						
5	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者[*]に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。 <table border="1"> <tr> <th>※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者</th><th>建築物の種類</th></tr> <tr> <td> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 </td><td>建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）</td></tr> <tr> <td> ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者 </td><td>一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部</td></tr> </table>	※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類	・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）	・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
※除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者	建築物の種類						
・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者	建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）						
・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・義務付け適用前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者 ・当該工事を行った石綿作業主任者 ・一戸建て等石綿含有建材調査者	一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部						
6	前各号に定めるもののほか、作業の種類ごとの基準は別表のとおり。						

別表（大気汚染防止法施行規則別表第7、令和2年10月7日環境省告示78号）

番号	作業内容	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に JIS Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
2	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
3	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種を除く。）を除去することが技術上著しく困難なときは又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は1の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

キ 水銀排出施設（大防法第2条第14項）及び排出基準

a 石炭燃焼ボイラーの排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 注1	
		新規	既存
① 石炭ボイラー (この表の②に掲げるものを除く。)	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上のもの。	8	10
② 小型石炭混焼ボイラー	伝熱面積が 10 m ² 以上であるか又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるもののうち、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 100,000 L 未満のもの。	10	15

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中における水銀等の量とする。

b 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次精錬の用に供する施設^{注1}）の排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 注2	
		新規	既存
① 金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であるもの。	15	30
② 金属の精錬（銅又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑥に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であるもの。	30	50
③ 金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑤に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	15	30
④ 金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。）	火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA 以上であるもの。	30	50
⑤ 銅の精錬の用に供する熔焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 L 以上であるもの。	15	30
⑥ 鉛又は亜鉛の精錬の用に供する熔焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 L 以上であるもの。	30	50

注1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉛の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛をするもの及び精錬の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³ 中における水銀等の量とする。

c 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬の用に供する施設^{注1}）の排出基準

（単位：μg/m³）

水銀排出施設	規模	排出基準 ^{注2}	
		新規	既存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の⑤及び⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	100 50 ^{注1}	400 ^{注4}
②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の④に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であるもの。	30	50
③金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑤、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	100 50 ^{注1}	400 ^{注4}
④金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	火格子面積が1㎡以上であるか、羽口面断面積が0.5㎡以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200kVA以上であるもの。	30	50
⑤銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑦に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5㎡以上であるか、羽口面断面積が0.2㎡以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20L以上であるもの。	100 50 ^{注1}	400 ^{注4}
⑥鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10L以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上であるもの。	100 50 ^{注1}	400
⑦亜鉛の回収（製銅の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上	100 50 ^{注1}	400

注1 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。

注2 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。

注3 令和7年10月1日以降適用

注4 銅を精錬するものについては、300μg/m³（令和7年10月1日以降適用）

d 廃棄物焼却炉の排出基準

（単位：μg/m³）

水銀排出施設	規模	排出基準 ^{注1}	
		新規	既存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の②に掲げるものを除く。）	火格子面積が2㎡以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上のもの。	30	50
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注2} 又は水銀含有再生資源 ^{注3} を取り扱うもの	裾切りなし	50	100

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における水銀等の量とする。

注2 「水銀回収義務付け産業廃棄物」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は第6条の5第1項第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物をいう。

注3 「水銀含有再生資源」とは「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」第2条第2項に規定するものをいう。

e セメントクリンカー製造施設の排出基準

(単位：μg/m³)

水銀排出施設	規模	排出基準 注1	
		新規	既存
セメントの製造の用に供する 焼成炉	火格子面積が1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。	50	80 注2

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m³中における水銀等の量とする。

注2 原料とする石灰石の水銀含有量が0.05 mg/kg以上であるものについては、140 μg/m³

<既存施設に対する措置> (規則附則第2条第3項、第4項及び第5項)

- ・既存施設のうち、既存の排出基準に適合しないものは、施行日から2年間は適用猶予される（既存の排出基準に適合させるための改修が完了した場合は、その日から適用）。
- ・既存施設のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請、第9条の3第8項による変更届出を施行日から1年以内に申請又は届出をしたものは、当該施設の使用開始する日又は、許可を受けた日若しくは届出の内容が相当である旨の通知を受けた日から1年を経過した日のいずれか早い日までは排出基準は適用猶予される。
- ・施行日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）した場合には、新規の排出基準が適用される。

f ガスタービンの排出基準（令和7年10月1日以降適用）

水銀排出施設	規 模	排出基準 μg/m ³ 注1	
		新規	既存
ガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上であるもの。	8	10 注2

注1 排出基準は、標準状態に換算した排出ガス1 m³ 中における水銀等の量とする。

注2 令和7年10月1日において既存の施設（設置の工事が着手されているものを含む）については、当分の間 10 μg/m³

g 水銀濃度の測定

大気汚染防止法第18条の35

水銀排出者は、環境省令で定めるところにより、当該水銀排出施設に係る水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（施行規則第16条の12第1項第5号：測定の結果は、水銀濃度測定記録表（規則様式第7の2）により記録し、その記録を3年間保存すること）

<粒子状水銀濃度の測定の省略>（規則第16条の17第2項、規則第16条の18第2号）

連続する3年間の間継続して、以下①～③のいずれかを満たす場合、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなす（粒子状水銀の測定を省略する）ことができる。この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要となる。

- ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満
- ② 測定結果の年平均が50 μg/m³未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③ 測定結果の年平均が50 μg/m³以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5 μg/m³未満

<連続測定による測定>（規則第16条の19第1項第6号及び第7号）（令和7年10月1日以降適用）

以下①～⑥のいずれかの施設である場合は、定期測定及び再測定を環境大臣が定める測定法のうち連続して水銀濃度の測定を行う方法に代えることができる。また、測定の結果は水銀濃度を記録し、その記録を3年間保存すること。

水銀排出施設	規模
①銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する熔焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり 1 トン以上であるもの。
②銅、金、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀、粗金、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の③、及び④に掲げるものを除く。）	火格子面箱が1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 L以上であるか、又は変圧器の定格容量が200 kVA以上であるもの。
③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（この表の⑤に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり 0.5 トン以上であるか、火格子面積が0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1時間当たり 20 L以上であるもの。
④鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 10 L 以上であるか、又は変圧器の定格容量が40 kVA 以上であるもの。
⑤亜鉛の回収（製銅の用に供する電気炉から発生する ばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する熔焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり 0.5 トン以上であるもの。
⑥廃棄物焼却炉（廃棄物処理法第2条第2項に掲げる一般廃棄物を処理する施設又は同法第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設に限る。）	火格子面積が2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり 200kg 以上のもの。

h 大気汚染防止法に基づく水銀濃度の測定頻度（規則第16条の18第1号）

排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上 ^{注1} の施設	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満 ^{注1} の施設	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鋳を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

注1 排出ガス量は標準状態に換算した量とする。

<排出基準を上回る濃度が検出された場合>（規則第16条の18第1項第3号及び同条第4号）

- ・定期測定において排出基準を上回る水銀濃度が検出された場合には、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に計3回以上の再測定を行い、その結果を得ること。

イ 定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超える場合：定期測定の結果を得た日から起算して30日

ロ イ以外の場合：定期測定の結果を得た日から起算して60日

- ・再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除くすべての測定値の平均値とする。

（５）指定物質排出施設（大防法附則第９条）及び指定物質抑制基準

（指定物質排出施設：政令附則第４項 別表第６）

（指定物質抑制基準：平成９年環境庁告示５号・６号、平成９年環境庁告示２６号）

ア ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1	ベンゼン（濃度が体積百分率 60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000m ³ 以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 100 mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 50 mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上）
2	原料の処理能力が 1 日当たり 20t 以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100 mg/m ³ （特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100 mg/m ³
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上）
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設：100 mg/m ³ 新設：50 mg/m ³
5	ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500kL 以上のもの	浮屋根式のものを除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500 mg/m ³ （容量 1,000kL 以上） 新設：600 mg/m ³
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1 時間当たり 1t 以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設：200 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 100 mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上） 新設：100 mg/m ³ （排ガス量 1,000m ³ /h 以上 3,000m ³ /h 未満） 50 mg/m ³ （排ガス量 3,000m ³ /h 以上）

イ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準

番号	指定物質排出施設	指定物質抑制基準
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000m ³ 以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³
8	トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量 5kL 以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300 mg/m ³ 新設：150 mg/m ³
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号で掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3 m ² 以上のもの	既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が 1 回当たり 30kg 以上のもの	密閉式のものを除外。 既設：500 mg/m ³ 新設：300 mg/m ³

新設：平成 9 年 4 月 2 日以降に設置されたもの

既設：平成 9 年 4 月 1 日までに設置されたもの

注 1 指定物質抑制基準は、標準状態に換算した排出ガス 1 m³中における指定物質の量とする。

注 2 排出ガス量は標準状態に換算した 1 時間当たりの量とする。

(6) 良好な生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定による大気に係る規制基準及び管理基準

ア ばい煙に係る規制基準（規則第 9 条 別表第 2、第 4）

番号	ばい煙発生施設		規制基準
1	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉	火格子面積 0.5～1.0m ² 未満 羽口面断面積 0.2～0.5m ² 未満 バーナーの燃焼能力（重油換算） 20～50L/h 未満 変圧器の定格出力 120～200kVA 未満	いおう酸化物の排出基準K値＝14.5 （旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村域にあっては17.5） ばいじん 0.4g/m ³ 注1
2	金属製品の製造の用に供する表面処理施設又は排出ガス処理施設（塩酸を使用するものに限る。）	塩酸を塩素換算した処理能力が10kg/h 以上	塩化水素 80 mg/m ³ 注2
3	金属表面の付着油の処理施設	バーナーの燃焼能力（重油換算）が5L/h 以上	いおう酸化物の排出基準K値＝14.5 （旧豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村、信州新町、中条村域にあっては17.5） ばいじん 0.4g/m ³ 注1

注1 ばいじんの規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中におけるばいじんの量とする。

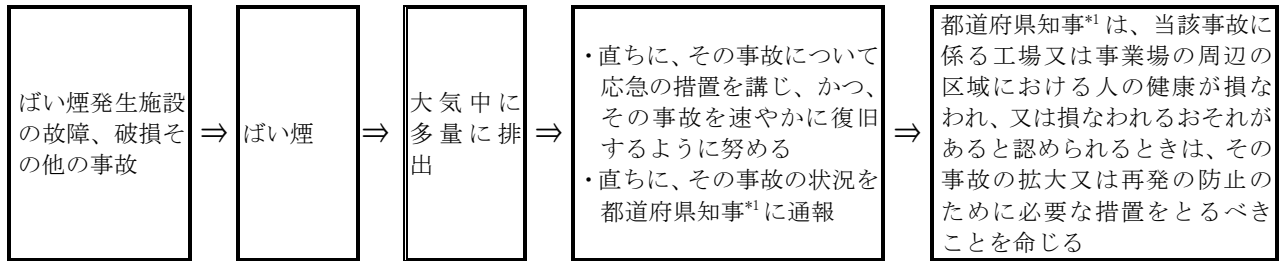
注2 塩化水素の規制基準は、標準状態に換算した排出ガス1m³中における塩化水素の量とする。

イ 粉じんに係る管理基準（規則第 9 条 別表第 3、第 5）

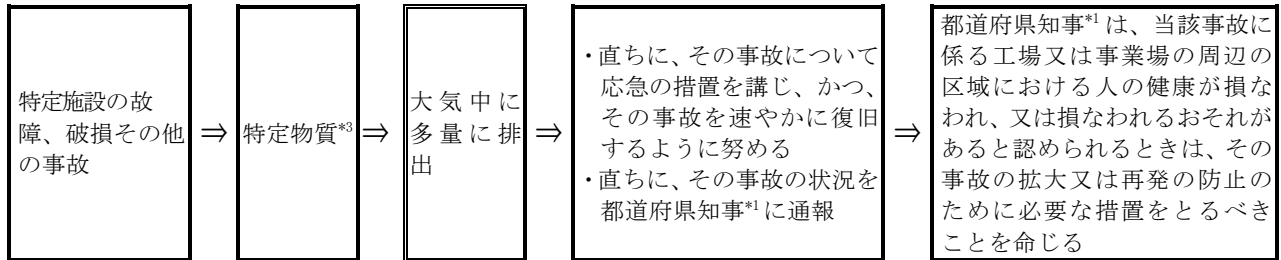
番号	粉じん発生施設			管理基準
1	木材及び木製品製造業の用に供する	帯のご盤 丸のご盤 かな盤 碎木盤 チップパー	原動機の定格出力が15kW 以上	次の各号の一に該当すること。 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 防じんカバーでおおわれていること。 3. フード及び集じん機が設置されていること。 4. 散水設備によって散水が行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	黒鉛製品の製造の用に供する	原料混和施設 加工施設	全ての施設	
3	繊維製品の製造の用に供する	動力打綿機 動力混打綿機	全ての施設	

(7) 事故時の措置（法第 17 条）

ア ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の設置者



イ 特定施設*2を設置する工場又は事業場の設置者



* 1 都道府県知事：施行令第 13 条により長野市長（中核市の長）の事務と読み替える。

* 2 特定施設：物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質*3を発生する施設（ばい煙発生施設を除く）

* 3 特定物質（施行令第 10 条）

(1) アンモニア	(15) ベンゼン
(2) 弗化水素	(16) ピリジン
(3) シアン化水素	(17) フェノール
(4) 一酸化炭素	(18) 硫酸（三酸化硫黄を含む）
(5) ホルムアルデヒド	(19) 弗化珪素
(6) メタノール	(20) ホスゲン
(7) 硫化水素	(21) 二酸化セレン
(8) 燐化水素	(22) クロルスルホン酸
(9) 塩化水素	(23) 黄燐
(10) 二酸化窒素	(24) 三塩化燐
(11) アクロレイン	(25) 臭素
(12) 二酸化硫黄	(26) ニッケルカルボニル
(13) 塩素	(27) 五塩化燐
(14) 二硫化炭素	(28) メルカプタン